慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中華人民共和国建国初期の幹部問題 (一九四九~一九五三)
Sub Title	Cadre problems in the People's Republic of China, 1949-1953
Author	中村, 楼蘭(Nakamura, Roran)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1990
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.63, No.2 (1990. 2) ,p.265- 295
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	中澤精次郎先生追悼号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN00224504-19900228-0265

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中華人民共和国建国初期の幹部問題(一九四九~一九五三)

中

村

楼

蘭

問題の所在

配を変える。 育成・訓練 丰

補

充

幹部問題

七六五四

問題の所在

中国は近年、 すなわち政治性・階級性の欠如、官僚主義、業務能力の不足等が指摘されている。 近代化実現のための有効な党・政府組織の建設に努力しているが、その中で各組織の「幹部」の資質

導

・管理に責任をもつ人員であるだけにその問題は重大である。そのため、今日、

に関わる問題、

幹部は各組織の指

幹部問題の是正は中国における最

管理研究の補充という側面を有する。 (2) 大の政治課題の一つである。しかし、この問題は既に延安期に存在しており、

の各項目を取り上げるものとする。なお、幹部管理は従来あまり顧みられなかった分野であり、本研究はかかる幹部の各項目を取り上げるものとする。なお、幹部管理は従来あまり顧みられなかった分野であり、本研究はかかる幹部 ある。その分析に当たっては、幹部管理の側面に主眼を置き、中でも補充、育成・訓練、審査・監督、配置 本稿は、 特に政府及びその所属部門の幹部の質的問題に焦点を絞り、その発生源ないし助長要因を分析するもので

工作会議が開催され、これ以後第一次五カ年計画・過渡期の総路線を担う幹部の養成を 目指 した 幹部管理制度 おり、建国初期の幹部問題を抽出しやすいということがあげられる。第二に、一九五三年の後半には第二次全国組織 第一にこの時期、整風運動、反革命鎮圧運動、三反五反運動、土地改革等が展開され、幹部問題が活発に指摘されて 次に本稿で扱う時期の設定であるが、一九四九年一〇月から一九五三年後半までを取り上げる。その理由であるが、 の補

強・修正が行なわれており、幹部管理史上の一つの分岐点となっていたためである。

幹部問題

業務能力の不足、 ここでは、当時の幹部の質的問題について示しておく。なお、中国側が主張する質的問題は政治性・階級性の欠如、 業務態度の劣悪であった

年後半になっても安子文・中央人事部部長が一部の幹部の思想はまだ改造がひどく不徹底であり、特に一部の旧知識 まず、政治性・階級性の欠如についてであるが、建国以来一部の国家工作人員はその「旧思想・旧作風」 都市で「ブルジョア階級の腐敗した思想」による侵食を受けてきたと言われていた。(4) また、 が徹底的 九五二

一九四九年以降も経常的に存続してき

分子幹部には雇われ意識や単純な技術重視、政治不問の傾向が存在しまだ完全に克服されていないと述べていた。(5) った形で現われていたが、この問題は建国以前と同様、幹部の読み書き能力・教養を含む文化水準の低さ、業務経験(6) 業務能力の不足は具体的に政策の理解力や実行力、さらに実行段階で派生する問題にたいする処理能力の不足とい

の不足(=熟練度の低さ)・専門的な技術・知識の不足に起因していた。

準を導入して幹部・技術者を養成すること、同時に旧技術人員を引続き改造していくことを提案していたのである。(9) 任は、我々は「設計能力を欠いており、大規模な先進的な技術基準に合った工場・鉱山・企業を設計する経験に欠け 等であった。官僚主義、命令主義、法規規律違反に関していえば、既に一九五○年に安子文が下級幹部の間で脅迫命 ている」、「工業建設の各方面の技術的人材を欠いている」と述べるとともに、その改善策としてソ連の経験や技術基 の幹部が四一、九八六人おり、その内訳は省級一、〇二五人、専区級一、五〇一人、県級九、三一六人、区郷級三〇、 九五○年に区級以上の幹部で文化水準が初中以下の者は全体の四○パーセントを占め、五三年になっても、高小以下 の文化水準に達しておらず、少数の幹部はまだ文盲であった。個別的な事例として陝西省の場合を示しておくと、一の文化水準に達しておらず、少数の幹部はまだ文盲であった。個別的な事例として陝西省の場合を示しておくと、 命令主義及び法規・規律違反に反対することに関する指示」を発し、党・政府内の官僚主義、命令主義、法規規律違 令・大衆からの遊離がかなり深刻で、官僚主義化も進んでいると述べていたし、五三年一月には党中央が「官僚主義」 四四人であった。しかも、これらの幹部の半数以上が文盲・半文盲であった。また、業務経験並びに専門的な技(8) ・知識の欠如は特に工業関係の幹部について指摘されていた。例えば、一九五二年に李富春・財政経済委員会副主 幹部の文化水準の低さについて述べれば、一九五三年九月の統計で軍幹部を除く全幹部の中の半数以上が初級中学 最後に、業務態度上の問題についてであるが、その主要な内容は官僚主義、命令主義、法規規律違反、腐敗・汚職

安子文は党・政府の中央・大行政区・省市・専区・県の各級機関に官僚主義が存在し一部の高級幹部は法規違反を犯 反行為に対する注意と闘争を呼びかけ、これらが非常に長期に及ぶ大きな問題になると予測していた。また、二月に (3)

い批判の目が向けられていた。例えば、一九五二年一月の薄一波・中央人民政府節約検査委員会主任の報告によれば しよう」は、まず指導的な幹部の官僚主義を是正することを呼びかけていたのである。腐敗・汚職にたいしても厳し していると述べ指導幹部を批判し、七月二六日付け『人民日報』の社説「積極的かつ安定的に反官僚主義闘争を指導していると述べ指導幹部を批判し、七月二六日付け『人民日報』の社説「積極的かつ安定的に反官僚主義闘争を指導

三反運動発動から一ヵ月で中央政府の二七の単位で摘発された汚職者は一、六七○余人に達した。結局、三反五反運

動によって五二年半ばまでに国家工作人員の四・五パーセントが汚職・浪費・官僚主義の罪状で処分されたのである。(ミヒ) 以下、こうした幹部問題の発生源ないし助長要因を幹部の補充、 育成・訓練、 審査・監督、 配置 (転換) の各項目

三、補充

について検討していく。

全国人民代表大会が開催される以前、 基本的に政府幹部の補充は次の二つの段階を経て行なわれることになってい

(一)第一段階

た

政府委員会の人員は地方人民代表大会の職権を代行した地方各界人民代表会議によって選出されることとされていた 第一段階は各会議による選出である。中央人民政府委員会の人員は中国人民政治協商会議全体会議によって、地方(3)

よって構成されることになっていた。 このうち地方各界人民代表会議は統一戦線政策に基づいて各社会階層から選挙や推薦・「協商」 で選ばれ た代表に しかし、当初、 人民代表を広範な社会階層から選出して人民代表会議を構成す

可能性が高かったのである。

年一〇月で市級の三分の二、県級の三分の一に限られ、 施したのである。つまり、 区で人民代表会議は政府幹部にたいする選出権を保有せず、上級の政府機関ないし各地の軍事機関が幹部の任命を実 ることは困難であり、そのため、地方人民代表大会の職権を代行することが承認された各界人民代表会議は一九五三 地方において、第一段階の幹部選出は実態として各界人民代表会議及び上級の政府 その他は単なる諮問機関にとどまっていた。比較的多くの地

機関が並行して行なっていたのである。

新幹部が相当数存在し反革命分子さえ少数ながら内部に潜んでいると述べ、新幹部にさらに多くの資質上の問題があ が選出されていたと思われる。こうした党員の政府幹部隊列への補充は、一見幹部の資質を保証したように見える。 起こしていた。つまり、第一段階から既に一部の党員幹部が抱えていた資質上の問題が政府幹部隊列に持ち込まれる べており、党員の中の旧幹部さえもその資質に不安があったことを示唆していた。しかも、決定は解放後経歴不明の 審査を経たが一部の問題について不明瞭な者、当時は問題がないと見なされたが後に問題を生じている者がいると述 しかし、一九五三年一一月の党中央の「幹部審査に関する決定」は旧幹部の中にまだ少数ながら審査を経ていない者 ったことを示していたのである。現に建国前後の入党者が郷長等の下級幹部にすぐに採用され、しばしば問題を引き なお、各界人民代表会議の構成員として共産党員及びその同調者が一定程度選出され、その中から政府委員会委員なお、各界人民代表会議の構成員として共産党員及びその同調者が一定程度選出され、その中から政府委員会委員

門技術や知識の不足が幹部隊列に持ち込まれる可能性があったと考えられる。 のような人的構成が幹部の選出に反映されれば労農出身者によくみられた傾向、 ーセントであり、労働者代表はそれより比率が下がるものの四一市の統計で二三・五パーセントを占めていた。こ また、 一九五二年に八五四県の人民代表会議で統計をとった結果、農民代表が占めていた比率は全体の五一・九六 つまり一般的な文化水準の低さ・専

(二) 第二段階

任命によって補充された幹部は選出によって補充された幹部に比較してはるかに広範囲に及んでおり、第二段階が量 党員・幹部の質的な問題が政府幹部隊列に影響を及ぼす可能性はここでも十分に存在していたのである。なお、この するとされていたのである。各級人民政府や政務院が幹部を任命する前に各級党委員会が決定することになっており、(②) 管理規定に照らして審査を受け許可を得なければならないと規定していた。すなわち、①党中央の管理に属する幹部 民政府ないし政務院の任免範囲に属する幹部を任免する場合、中央人民政府ないし政務院が任免する前に党内の幹部 ができたわけではない。一九五三年四月二○日の党中央組織部の「政府幹部の任免手続きに関する通知」は、 院が幹部の任命を行なりことになっていた。とはいえ、実際に各級政府委員会や政務院が独自に幹部を任命すること については省(市)委員会が中央局に通達しさらに中央の審査に回す、②党中央局の管理に属する幹部については省 (市)委員会が中央局に通達する、そして中央ないし中央局の承認を待って人民政府の人事部門が任免手続き を申請 第二段階では基本的に、第一段階で選出された各級政府委員会並びに中央人民政府委員会によって選出された政務

な収集経路とその問題点を示す。 この任命の対象となった幹部候補者は以下に示すさまざまな経路をへて集められていた。以下、 幹部候補者の主要

的には幹部補充の主体であったといえる。

活に不適格な余剰幹部を他の部署に転用するために転業工作を進めていたのである。 子であった。 的には信頼できるものの高齢で体も弱く文化水準が低かったし、「第四類」の幹部は軍隊工作に適さない青年知識分 作の骨幹になることを期待されたかなり優秀な軍幹部であったが、「第一類」の幹部は労農出身の旧幹部であ [軍幹部の転業] つまり、軍は必ずしも優秀な人材を選抜して政府工作に転業させたわけではなく、 一九五二年に中央は転業する軍幹部を五つの範疇に分けた。そのうちの「第五類」の幹部は地方工 一面において軍隊生 り政治

月前後と倍加されたのはその証拠であろう。 水準が低かったし、 で新しい職場の知識を十分に修得することは困難であったと推察される。というのも「第一類」幹部の場合特に文化 転業幹部には転業前に二〇日から一ケ月の集中訓練が施されることになっていた。しかし、彼らがこの訓練 訓練期間が比較的短かかったためである。実際、一九六二年から六四年にかけて訓練期間が二カ

軍幹部の転業は、幹部の政治性はともかく、技術・知識或は政府工作への適応性については十分に保証しなかった

と思われる

職務の配分を行なっていた。 [高等学校・中等専業学校等の卒業生の吸収] 中央人事部が全国的規模で統一的に卒業生を国家工作人員として吸収し

ぞれ四九年の二二万八千余人、一万五千余人から五三年には六六万八千余人、三万六千余人に急増していた。これら 校は一九五一年の二〇六校を頂点として五三年には一八一校と減少したが、在校生数は四九年の一一万六千余人が五 の学校が産出する幹部候補者の量的な発展は顕著であった。しかし、当時、高等学校、中等専業学校の卒業生以外に には二一、三五三人、七一、七六九人であり、五三年には四八、〇九一人、一一八、一五四人となっていた。これら(si) の学校から卒業生が幹部候補として輩出されたが、具体的に高等学校、中等専業学校の卒業生はそれぞれ一九四九年 専業学校は一九四九年に一、一七一校であったものが五三年には一、四三八校となり、在校生数、専任教師数もそれ 三年には二一万二千余人に、専任教師数も四九年の一万六千余人から五三年には三万三千余人に倍増していた。中等 この補充経路の実態を理解するために建国初期の高等・中等専業学校の状況を明らかにしておきたい。普通高等学

十分に行なうことができなかったと思われる

の補充は膨大な幹部需要を満たすのに十分でなかったといえる。しかも、この補充経路は幹部候補者の質的な保証を 大量の中学生を吸収し短期間の訓練を施した後に幹部職に配分していたことも事実で、高等学校・中等専業学校から(%) な態度をとっていたといわれている。この結果として、「老教師」が教育工作に消極的になる可能性が 大き かったの(36) 主義にたいする理解度だけで判断し、 子政策を担当する党幹部が「老教師」と称された建国以前からの教員の役割を重視せず、彼らをマルクス・レーニン 繁に動員され授業に専念できず、中等専業学校の授業の質的低下が生じ高等学校の授業に困難が生じていると報じて 足と質的限界が指摘されていたのである。第二の原因として、さまざまな運動への中学教員・生徒の動員による中学 も「在来の教員の数は非常に少なく、彼らが修学した知識も一定の限界性を有している」とされており、その量的不(23) 数字であった。中等専業学校の教員不足は明かであった。また、高等学校の教員については、一九五三年末になって 学校において専任教師一人が負担した生徒数はそれぞれ一四・六九、一四・四七、一五・四二、一八・一九、一八・ いた。第三に、各学校の党組織ないし党幹部の教員にたいする冷遇が指摘できよう。例えば高等学校では、対知識分(※) の授業の質的低下が挙げられる。当時の中国の新聞はしばしば、高等教育の基礎を培う中学の段階で生徒・教員が頻 二〇人であり、これらは一九八〇年から八三年の九・六七、七・八七、六・九五、七・三一人に比べてはるかに高 いわゆる旧社会で養成され欧米の知識・技術を持っていた彼らにたいして粗暴

労働者の信頼できる同盟者として、建国後も土地改革等の運動や闘争の中で積極分子として抽出され新幹部に選抜さ れていった。これら労働者・農民は一般に比較的文化水準が低く専門技術・知識も不足し、いわゆる「才」の面での 東北の一部地域だけで建国後三年間に八万四千余人の労働者出身の幹部が養成・選抜された。農民も革命戦争以来の 則に関わり、当時の幹部選抜工作の重要課題とされた。労働者は企業の民主改革・生産改革、抗米援朝運動、 [労働者・農民及び社会の遊休人員・失業青年等一般からの採用] 愛国増産運動、三反五反運動を通じてその積極分子が抽出され、さらに幹部に選抜されていった。 特に労働者から幹部を選抜することは共産党の政治原 例えば 反革命

である

その第一の原因は、学校の教員の質的限界及び量的不足である。例えば、一九四九年から五三年にかけて中等専業

以上のことから、

専門技術・知識が豊富で文化水準も高く、

響を及ぼしていると批判し、 を選抜するという観点からすれば効率的ではなく、一面において失業中の知識分子等にたいする救済の側面を有して み採用し在職者は一般に採用しないとして、その採用枠を設けていた。こうした失業者の優先的な採用は有能な人材(33) て文化水準や技術水準のみを強調する傾向、 は闘争の中で彼らが発揮した高い政治性、すなわち「徳」に免じて容認されたようである。 不適格者であり、 社会の遊休人員・失業青年については、特に一九五一年の政務院命令が経歴を厳格に審査すべきで失業者 その補 充は幹部隊列の業務能力面での停滞を招くことになったはずである。 労農幹部の選抜に当たっては「才」の不足を「徳」で補うことを暗示していたのである。 つまり「才」を重視し「徳」を軽視する思想が労農幹部の選抜に特に影 安子文は幹部選抜に際し しかし、 そうした欠点

ていた。しかし、人民代表は前述の質的な問題を内包していた可能性があったのである。(%) 幹部を養成したと述べ、具体的に甘粛省会川県では五〇〇余人の人民代表を吸収し県・区・郷の幹部としたと明言し [各界人民代表会議の人民代表の吸収] 人民代表の吸収について、謝覚哉・内務部部長は建国後人民代表会議は大量 の

いたと思われる

政府の工作人員が 官僚主義の原因について言及した際、「革命勝利後に大量の旧思想・旧作風を抱き、 留用幹部の政治的経歴についての審査や思想改造は十分でなかったと思われる。 から、これはきわめて大規模な補充であったといえる。しかし、建国後わずかの間に多量の幹部が補充されただけに、(%) のである。 共産党は専門技術人員の欠如を補うために国民党政権の官僚や技術者、いわゆる「旧人員」を大規模に [国民党政権の官僚・技術者の留用] その結果、 人民政府及び国営企業の中に加わってきた」と述べていたのである 留用幹部は一九五一年四月当時約四○万人に上った。 これは専門技術人員が極端に不足していた建国期の特色ある補充形態であっ 当時の幹部総数が一七五万前後であった 実際、 改造が間に合わ 薄 波は幹部 なかった旧反動 の汚職 留用」 した

厳格な政治性・規律性を有する新幹部が補充されるこ

ころが大きかったといえよう。

いった建国期特有の環境があったのである。その意味で、当時の補充上の限界は建国期という時代的な制約によると

のである。また、その他にも、 幹部が不足し、 幹部総数は約一七五万人で、そのうち四九年以後に加えられたものが一一〇万以上もいた。 する新政権の意図が存在していた。建国初期の幹部の急増について述べておくならば、例えば一九五一年四月当時 とを期待するのは不可能で、多大な問題を抱えた新幹部が幹部隊列の中に大量に吸収されたものと考えられる。 こうした幹部補充の諸問題が生じた背景には、 財政経済部門の幹部を中心に大量に補充する必要性が主張され、五一年以後も急速な増強が図られた 失業問題や余剰軍幹部の問題、 基本的なものとして幹部の絶対的不足とその不足を迅速に補おうと 教育機関・教員の不足や労働者・農民の文化的停滞と しかも、 なお数十万人の

定することになっていたため、ここでいう「指導者」の問題とは結局党委員会を構成した党幹部の問題であった。 ならないと述べていたのである。なお、前述したように、幹部の任命は各政府部門を管理していた各級党委員会が決 抜工作を真剣に行なわない傾向にとらわれており、これらの誤った思想や観点にたいして引続き闘争を進めなけれ じようとしない「保守思想」、大局を顧みない「本位主義思想」、「徳」を軽視し「才」のみを強調する観点そして選 視することはできまい。 とはいえ、幹部補充の障害となったもう一つの背景として主体的な問題、つまり幹部を選抜していた側の問題も無 実際、 一九五二年に、安子文は「指導者」が新幹部を選抜する際に、 新幹部や積極分子を信

四、育成·訓

のであった。

充過程における欠陥を補うために幹部教育が重要であった。 建国初期、 幹部教育に従事した機関は次のようなも 業余学校が設置されていた。(43) 文化補習学校、工農速成学校、幹部文化学校等があった。これらの他に思想改造を目的とした人民革命大学や各種の さらに各種の幹部学校が設置されており、そのうち専門幹部育成を目的としたものが専業幹部学校、 に編成して華南の土地改革に派遣し、農村の土地改革を実地に体験させ農民指導の技術を修得させたのである。この(タイ) れた。また学院は校内の学習はもちろんのこと実地訓練も行なった。例えば、学院は学生 (=幹部) を「南下工作団」(40) び理論宣伝幹部の養成を主要目的とし、入学志願者には高度な知識と政治性が要求され原則として入学試験が実施さ 正規の機関として中国人民大学及びそれに類似する学校が建設された。また、幹部文化補習学校の中には文化補習班 育成を目的としたものが幹部文化補習学校であった。なお、専門幹部の育成機関であるが、専業幹部学校以外により ルクス・レーニン学院(=中央党校)の下に中級党校・初級党校が置かれ、党政機関の中級・初級幹部が養成された。(ほ) 党・政幹部の教育制度の頂点にはマルクス・レーニン学院が置かれていた。学院は党・政・軍の高級幹部及 一般工作幹部の

以下、これらの機関が担っていた一般文化教育、 政治理論教育、 専門教育の状況について述べる。

→ 一般文化教育

が重視されていた 一九五〇年一二月、 読み書き能力等一般的な文化水準の向上を目的とした幹部の一般文化教育の担い手として幹部文化補習学校 政務院は「工農速成中学及び工農幹部文化補習学校の開設に関する指示」を発し、 翌五一年二

化補習学校が開設されたのである。工農速成中学は小学卒業程度の文化水準を持った労農幹部が入学する資格を有し 月中央人民政府教育部がこれを受けて「工農速成中学暫行実施弁法」並びに「工農幹部文化補習学校暫行実施弁法」 を発布した。そして、これらの条例に従って、労農幹部の文化水準の向上を目的とする工農速成中学及び工農幹部文

法学研究63巻2号('90:2) を急速に強化することに重点がおかれていたのである。この点できわめて実際的な課程を備えていたといえる。また、 養の修得を目的としていたように見える。しかし、その実、国語・算術の時間が突出しており、実務に直結する能力 のまま勤務時間外にこれらを学んだ。この文化補習学校の課程は音楽・自然等を含め一定の多様性を持ち一見広い教 間、地理一二〇時間、政治一六〇時間、自然二〇〇時間、音楽八〇時間、体育一二〇時間であった。労農幹部は在職 法」によれば、同校の修学年限は二年間で、その学科と学習時間は国語九六○時間、算術四八○時間、歴史一二○時 ていた。ただし、現実には労農幹部の文化水準はかなり低かったため、速成中学には少数の労農幹部しか入学しなか(45) ったようである。なお、速成中学で学習する場合には幹部は「離職」し学習に専念することが認められていた。(※) 絶対多数の労農幹部が学習したのは工農幹部文化補習学校において で あった。「工農幹部文化補習学校暫行実施弁

分なものではなかった。この点については当時、中国側も率直に認め、その要因として次のような諸点を指摘してい これら工農幹部文化補習学校及び工農速成中学は労農幹部の文化水準の向上に一定の役割を果たしたが、決して十

状態であり、その業務能力がかなり低いものであったと推察される。

課程中の国語、算術の突出から、当時の労農幹部はいわゆる「読み書き算盤」から修得させていかなければならない

第一の要因は幹部文化補習学校及び速成中学の量的な不足であった。(※)

をしないと批判した。さらに同文献は、ある指導幹部は自分の機関や工場・鉱山の幹部を幹部学校に入学させようと とで党委員会及び行政機関の責任者は関与しなくてよい」と考えている、或は空虚なスローガンを唱え具体的な指導 述べていた。また、別の文献は、一部の指導幹部は労農幹部の文化教育工作を重視せず、「人事、教育部門がやるこ び女性幹部に偏見を持っており、労農出身の旧幹部を文化程度が低いと嫌悪し女性幹部を煩わしがり蔑視していたと 第二は幹部教育に責任を持つはずの指導的な幹部の「偏向」であった。ある文献は指導幹部が労農出身の旧幹部及

務の達成だけを重視する傾向などさまざまな「偏向」をもち、労農幹部や女性幹部の文化教育工作にたいして消極 いと非難していた。つまり、 しかも職場における学習にも十分に注意を向けない、 指導幹部は労農幹部や女性幹部にたいする偏見、職責を他に転嫁する傾向、 幹部を使用するだけで幹部の養成には注意を向けて 管轄する業

な態度を採っていたのである。

方で行なわれるといった問題が生じる可能性が大きかったのである。 た。つまり、工作上の経験を総括できず各地の欠点や「偏向」を適宜克服できない、工作が各機関の自分勝手なやり ら諸機関を束ねる統一的指導が必ずしも確立していなかったため、各機関間の工作上の密接な協力は期待できなかっ 設置されたものではないので、これらが工作に専心できなくともある程度やむを得ないことであった。 理しない」という状況が生じていたという。こうした諸機関は周知の通り幹部の文化教育工作を専門的に処理すべく さまざまな機関が管理しており、一部の地区では幾つかの機関が共同管理し「みんなで管理するが、実際には誰も管 育工作は地区によって党委員会、政府の文化教育委員会、教育庁(局、科)、人事局(処、科)、掃除文盲委員会、工会等 作を管理する専門機関の不在・指導の不統一が指摘されていた。特に管理機関に関して述べておくと、幹部の文化教 の他にも、 る指導の骨幹を育成することが社会主義建設のために重要であるということを理解していないと指摘されていた。 因は指導幹部の階級的観点の欠如とされ、指導幹部が労農幹部の文化水準を計画的に高めていき労働者階級自身によ このような「偏向」が生じた背景について中国側は一定の分析をおこなっていた。すなわち、(sī) 人材養成に関する全局的な観点及び長期的展望の欠如、速成教育等の教育方針をめぐる意見対立、教育工 その最も基本的 しかも、これ

一九五三年一二月になる

幹部が勤務時間外の授業だけで高い学習成果を上げられたかは疑問だからである。実際、

以上の要因のほかに、中国側は明確に述べていないが、「在職」教育という教育形態を指摘しておき たい。という

例えば工農幹部文化補習学校には比較的文化水準が低い労農幹部が通学したが、そのうちの特に文化水準の低

と思われる。

らなかった証拠であろう。 から離職学習に転換される傾向が見られた。これは比較的学習時間の少ない在職教育だけでは十分な学習効果が 部の文化水準がかなり低い旧幹部は したがって、在職教育中心の建国当初の一般文化教育はその有効性において問題があった 「離職し」集中的に幹部文化補習学校で学習することが決定され、(②) 在職学習

幹部の一般文化教育はこうした多くの制約の中で進められていたのである。

政治理論教育

建国当初、党政幹部にたいする政治理論教育が強化されつつあった。

とされたのである。 理論学習の時間が毎週四時間から六時間、政策学習が平均二時間とされ、学習は原則として勤務時間外に行なうこと 文形式の審査を行なりこととし、教育と審査の融合を企図した。さらに同年一〇月、 学習する、そして第三級では「理論常識」を学習し大学程度の文化水準を有した党員・幹部がマルクス・レーニン の社会主義経済建設に関する著作を学習することと定めた。同時に理論教育の成果を確かめるために試験・問答・ 習方法として高・中級グループは一年半を費やして『ソ連共産党史』の第九章から第一二章、レーニン、スター 四年の幹部理論教育に関する指示」は、全党の主要幹部がソ連の社会主義建設の経験を学習することを求め、その学 スターリンの理論並びに毛沢東の理論を学習すると規定した。そして、一九五三年四月の党中央の「一九五三年・五 幹部をその文化程度によって三つのクラスに分けた。その第一級では新党員と文化水準が小学校程度の党員・幹部! 「政治常識」を学習し、第二級では「政治常識」を学習し中学程度の文化水準を有し た 党員・幹部が まず、党幹部の政治理論教育について述べる。一九五一年二月の党中央の「理論教育強化に関する決定 (草案)」は 党中央は理論教育の強化によって党幹部の政治性の強化を図ったのである。 前述の指示の補足が行なわ この結果、 「理論常識」を 一九五 リン 論 が

年二月から五三年四月にかけて、全党全国で理論学習に参加した幹部は二五〇万人に達した。ただし、年二月から五三年四月にかけて、全党全国で理論学習に参加した幹部は二五〇万人に達した。ただし、 で学習した幹部が二一〇万人を占めており、当時の政治理論教育の水準は総じて高くはなかったといえる。 初級 グループ

部地域では、 作人員は一般にマルクス・レーニン主義及び中国革命の基礎知識を毎日一時間半から二時間学習することとされ、 また、党幹部だけでなく全ての国家機関工作人員にたいしても政治理論教育が実施されていた。全ての国家機関工 中国共産党史及び毛沢東選集の系統的な学習を開始したのである。この国家工作人員の政治理論学習の(55)

形態は学習時間が「毎日一時間半から二時間」と規定されていたことから在職学習であったと思われる。

年一二月に党の高級幹部は二カ月間離職して党校で理論学習を行なうこととされ、在職教育から離職教育への部分的(66) あれば、その効果は極めて疑しいといわざるをえなかった。そして、実際にこの政治理論教育の分野でも、 したがって、前述したように学習効果に疑問があった。しかも比較的高度な政治理論を十分に修得するということで 以上のように、党政幹部の政治理論教育の場合も、一般文化教育の場合と同様、在職教育の方針が採用されていた。 一九五四

ことを決定するなど教員の増強に努めていたものの、なお一九五五年になっても「教員の数量が少なく、質が低い」と⑸ マル 指摘されていた。つまり、 その他の問題点としては、党校等で政治理論教育を施す教員の問題が指摘できよう。 クス・レーニン学院の一部 建国初期において、 (=マルクス・レーニン主義教師学院) が高等院校及び党校のために理論教員を育成する 理論教員の不足及び質的限界の問題は解消されていなかったのである。 確かに党は一九五三年二月に

な修正が行なわれていったのである。

三 専門教育

財政部等一○部門が開設した専業幹部学校・訓練班だけで一九五一年に一一、二○○余人の幹部が訓練を受け、 国は多数の専業幹部学校及び訓練班を設け、幹部に専門教育を施した。例えば、中央人民政府鉄道部、 中央

業 し₍₅₉₎ た。 個別的な専門知識の修得に専業幹部学校・訓練班が大きな成果を挙げていたことが理解される。しかし、これら訓練 と実際の要求とが密接に結びついており、非常に大きな効果を挙げてきたと述べていた。このことから、 及び地方の水利部門が開設した専業幹部学校・訓練班では建国後三年間に一万三千余人が学習し六、四〇〇余人が卒 こうした専門幹部教育の効果について、一九五二年に安子文は専業幹部学校・訓練班の訓練は集中的で学習の内容 当面必要な

機関は訓練の時間が比較的短く、系統的に長期間の高度な訓練を施す正規の専門幹部養成機関ではなかった。

知識青年が二八パーセントを占めており、人民大学の学生中に占めた幹部の比率が大きかったことが理解される。 科の経済計画、統計、貿易、合作社等六系統の卒業生中、産業労働者が一二パーセント、革命幹部が六○パーセント、 定に至るまでソ連の高等学校の先進的な経験及び最新の科学的成果を真剣に系統的にくみ取り、同時に旧解放区時代 な訓練対象とする新型の正規の大学」と説明していた。また、呉玉章・中国人民大学校長の説明によれば、同大学は 大学はソ連の高等教育制度を模倣したもので、高度な専門教育を実施できたものと思われる。なお、一九五三年に本 の人民への奉仕、理論と実践の結合といった「革命教育の優れた伝統」を継承したとされていた。つまり、中国人民の人民への奉仕、理論と実践の結合といった「革命教育の優れた伝統」を継承したとされていた。(62) ソ連の専門家の直接的な支援を受けて創設され、授業計画の作成、教育大綱及び教材の編纂から教育組織・ を中央人民政府が「既に一定の工作経験を持つ幹部を国家建設の専門人員に養成するために」創設した「幹部を主要 規の専門幹部養成機関として設置されたのは中国人民大学であった。安子文は一九五二年に中国人民大学のこと 制度の規

類似した学校が開設されたが、それは一部の地区に限られたようであった。中央はこれら大学教育を補助するために、 設から五三年一〇月までの卒業生数は幹部以外も含め全部で四、五八七人にすぎなかった。また、地方に人民大学に 一九五二年の夏期に一五、三〇〇余人の中程度以上の文化水準を持った幹部を高等学校に入学させていた。 しかし、この中国人民大学が実際に養成した幹部の数は、一九五一、五二年の二年間で二、六○○余人であり、創

ある」と総括したのである。 工作強化に関する中央の決定」 以上のように建国以来専門教育強化のための一定の努力が見られたものの、 は計画的・系統的に専門幹部を育成・訓練する工作は「一般になおも大変に不十分で 結局、 一九五三年一一月の

な専門幹部を育成するという長期的な目的については不十分なものであったと考えられる。 したがって、建国初期の専門教育は実践的な知識を教授するという短期的な目的については評価できても、 本格的

五、審査・監督

杳

補充段階における審査が不十分であった以上、 幹部にたいする審査 監督は育成 訓練と同様に重要であった。

内のさまざまな闘争の中における幹部の政治的立場、 批判し問題の所在並びに克服の方法を指示すべきこととされた。 命的な人生観が確立しているかということに重点が置かれた。考課方法は自己検査、 態度等に重点を置いて考課を行なうことを明記した。なかでも新幹部にたいする考課では敵味方の区別が明確 の併用であり、 九四九年一一月四日、党中央組織部は「幹部の考課(=鑑定)工作に関する規定」を発布した。規定は一定期間 考課の前に適当な動員及び準備工作を行い、考課に当たっては幹部の優れた点は表彰し欠点・誤りは 観点、 作風、 なお、 政策の掌握度、 考課は大体隔年で実施されることになってい 規律性、民衆との結びつき、 民衆討議、 指導機関による審査 学習 革

建国直後から党は党・政幹部にたいする審査工作の強化に着手したのである。

報の蓄積はきわめて不十分であったのである。

また、これに先だって、政府幹部の審査状況について、安子文が多くの幹部の「鑑定表」は適切なものでないと述べ、 る者・審査を受けた当時は問題がなかったが後に新たな問題を生じている者が存在していると述べていたのである。(8) 央の「幹部審査に関する決定」が旧幹部の中に審査を経ていない者・審査は受けたが一部の問題について不明瞭であ

しかし、こうした規定にも関わらず、党幹部の審査状況に関していえば、前述したように一九五三年一一月の党中

幹部にたいする系統的で深い理解をしていく必要性を強調していた。つまり、建国初期、幹部審査やそれに基づく情幹部にたいする系統的で深い理解をしていく必要性を強調していた。つまり、建国初期、幹部審査やそれに基づく情

幹部の急増、党委員会組織部のような一部の組織へ審査工作の責務が集中する幹部管理体制の構造的問題が存在して(2) 工作の中からその政治性や業務能力を観察することができない」と述べていた。このことから、幹部の審査工作を管 れる。さらにこうした状況が生じた背景としては、全面的な幹部の増加及び配置転換による財経部門など特定部門の 理していた組織の業務処理能力が増大する任務に追いつけなくなっていたことが基本的な原因であったことが理解さ 理する幹部の範囲が広すぎるため、それぞれの管理業務部門と経常的に密接な連絡を取ることができず、幹部の実際 きず、数量的に最大の財政経済工作幹部にたいしてとりわけ把握が不十分である」、「特に党委員会の組織部が直接管 すなわち、決定は「幹部工作部門は日常の事務処理に忙しく主要な力を集中して系統的に深く幹部を捉えることがで こうした幹部審査の不十分の原因を考察する場合、「幹部管理工作強化に関する中央の決定」の指摘が参考になる。

E M

たと考えられる

審査は幹部に関する情報を「長短両面にわたって」総合的に収集し幹部に付与される賞罰や任免の材料を準備するも 次に、幹部の監督についてであるが、実は監督という概念は必ずしも前述の審査という概念から独立していない。 (②) 部

は審査の一 のであり、 面を強調したものである。以下、かかる意味において幹部監督について検討する。 監督は主として幹部の「短所」を発見するためのもので、 より制裁的な要素を有している。つまり、

監督

たのである。 汚職幹部を摘発し五二年の前半までに三万件余りを処理した。人民監察機関は幹部の監督者として一定の成果を収め る検査に基づいて監察検査工作を展開し、摘発した公務員 (=幹部)を「教育と懲戒」の方針で処置することになって 農村の住民の中に二六、六一一人の人民監察通訊員が配置された。人民監察機関は民衆による弾劾や各業務部門によ(%) 置された。同時にその下部組織として二四八の省・市以上の業務部門で監察機構が設置され、各機関、 するとともに、その中の法に背き職務に耐えない機関及び公務員を弾劾すると規定していた。この人民監察機関は「65) 九条は、 九五二年一○月までに六つの大行政区、一つの民族自治区、四五の省・市・盟、一七○の専区、一、一六○の県で設 幹部監督の第一の形態は人民監察機関及びその系統による監督であった。「中国人民政治協商会議共同綱領」 特に当時は三反運動が展開され民衆の幹部にたいする弾劾が活発で、人民監察機関はこれらの弾劾を利用して 県・市以上の人民政府に人民監察機関を設け、国家機関及び公務員がその職責を履行しているかどうか監督 団体、 都市 第 B

部にたいする処分を躊躇したり単純に懲罰的に処分したりする傾向等、 たいする宣伝、幹部・民衆の動員に関する能力の不足並びに幹部の処理をのろのろと引き延ばす官僚主義的作風、 民監察委員会副主任は、 に監察機構の建設を軽視し監察機関にたいする指導を緩めている」と述べ、監察工作上指導的立場にあった部門 の怠慢をも批判した。この劉報告から工作上の問題の一つとして監察工作幹部及びその指導機関 しかし、深刻な問題も幾つか生じていた。例えば、一九五三年二月の第二次全国監察工作会議で劉景範・政務院人 また、 劉副主任は、「一部の地方人民政府や若干の部門の指導幹部は監察工作を十分に重視しておらず、 監察工作を担当する幹部の間に状況の把握、弊害にたいする対処計画の立案、 業務態度上の問題が存在していると指摘 ため して

幹部の消極性が

ったことを示唆していた。

はまた下級幹部の誤りだけを摘発し同級・上級の幹部の誤りは見逃していたのである。その他、 した下から上への監督検査工作は不十分であり、今後は人民監察通訊員・人民検挙接待室・人民意見箱・人民詢問処 工作にたいする指導を強化しなければならないと述べており、人民監察機関と民衆の結び付きが必ずしも十分でなか(8) て彼らとの「関係」を悪化させることをためらった結果であった。こうした心情を持った監察工作幹部及び指導幹部 存在したことがわかるが、 その消極性は監察工作幹部やその指導幹部が同級または上級の幹部を摘発することによっ 劉景範は民衆を動員

部を処分したとされている。 批判を行ったり、民衆や人民代表が幹部の業務態度にたいする批判を展開していた。具体的に、一九五二年、 の多数の県人民代表会議が反官僚主義を中心議題として工作中の少なからぬ欠点を暴露し民衆が不満を感じていた幹 幹部監督の第二の形態は各界人民代表会議による監督である。当時、一部地域の人民代表会議では政府幹部が自己 Щ [西省

度・方法を欠き、検査人員にたいする事前の教育や任務の説明がなく、検査人員の報告は聞いてもらえず問題を提起 中国のある文献は、 級指導機関は幹部をいわゆる検査組に編成し検査工作を行なうべく下級組織に派遣したのである。これら検査工作は 0 査組が多すぎる)と呼んでおり、 の負担を増大させるだけの存在と見なし、会議や報告が多すぎるといった しても解決されないという多くの問題点を指摘していたのである。また、同文献は、 部で反官僚主義闘争において非常に大きな役割を果たしたとされている。しかし、同時に問題点も指摘されていた。 各級指導幹部は経常的に深く下層に入って検査工作を行なわねばならないと提唱した。この呼掛けに基づいて各上 第三は上級指導機関による監督であった。毛沢東は政治協商会議第四次会議で官僚主義克服のために中央及び地方 一部の単位がこの検査工作を重視せず、検査人員が質的に脆弱で、統一的な指導や正しい工作態 別の地域では検査組を官僚主義を検査する工作組ではなく「官僚主義的検査組」 「五多」 現象と同列に並べて 一部地域では検査組を下級 一多 (=検 紅組織

んでいたと述べていた。 この検査組の派遣による監督工作はあまりうまく機能していなかったようである。

六、配 置

部部門の余剰幹部を重要任務を担い所属幹部が不足している部門に配置転換していく、いわゆる配置工作は幹部

の数が不足していた建国初期において特に重要であった。

作会議までに六六、二一〇人に達したのである。 (8) その数は四三、三〇〇余人に達した。工業に転用された幹部の数はその後も増加し続け、 (8) 農民の指導に充てていた。また、五一年以来、経済建設を推進すべく大量の幹部を工場・鉱山・企業に配置転換し、 人民政府各部門の指導機構の構成に用いたり、土地改革推進のために毎年約三〇万の幹部を土地改革工作隊に組織し 九五二年の安子文報告によれば、建国初期、旧解放区から大量の幹部を都市や新解放区の工作に配置転換し中央 五三年の第二次全国組織工

協議し、 月の「工会幹部の配置転換・派遣に関する中央の決定」は、企業の行政機関が工会幹部を配置転換し他の工作に就け 三年八月の党中央の「目下の工・鉱業幹部の配置転換問題に関する若干の規定」は①中央人民政府の工業関連部局が 衛機関と協議しこれを決定する、②責任ある地位の保衛幹部を配置転換する場合、党委員会は同レベルの公安部門と 衛幹部の統一的管理制度に関する規定」は①保衛工作部門の一般幹部を配置転換する場合、党委員会は同レベルの保 る場合、工会の同意と工会の手続きを経なければならないとしていた。また、同年六月の党中央組織部の「公安の保 における幹部を引き抜く側と引き抜かれる側の調整を図るための規定が定められたのである。例えば、一九五〇年三 当時、これら系列の異なる部門への配置転換と同時に同系列内の配置転換が頻繁に行なわれた。そのため、系列内 上級の党委員会及び公安部門の同意を得て党委員会が最終的な決定を下すと規定していた。 さらに、

していたのである。以上のように、幹部を引き抜く側と引き抜かれる側が十分に交渉し合意をえ、さらに場合に応じ 在地の省・市委員会と事前に協議し合意をえ省・市委員会が中央局にその承認を求め、承認されて後に行なわれると をえてから行なうべきである、②また、同様に工場・鉱山から主要な責任ある地位の幹部を配置転換する場合、 所属の工場・ 鉱山から大量の一般幹部を引き抜いて配置転換する場合、 事前に各所在地の省・市委員会と協議し合意

て上級機関の承認を得ることによって、初めて配置転換を実施するという方針が示されていたのである.

の問題点も存在した .でも経済部門への旧幹部の配置転換が成功したとされ、総じてその成果が主張された。しかし、その一方で幾つか(®) 当時の配置工作は幹部を経済部門に転用することを主要目的の一つに掲げて行われており、 建国期の配置転換は、特に経済部門において工場・鉱山の生産の回復及び発展にきわめて大きな役割を果たし、 旧幹部はその転用 な

て当初、旧幹部が工場を指導することは不可能であり、旧人員(=「留用人員」)だけが工業を取り扱うことができると 術を欠き、工作に耐えらるようにするには多くの訓練・学習が必要であったと思われる。事実、 であったのである。この旧幹部は大体において労農幹部であり、一般に政治性はともかくとして経済工作の経験や技(87) いう認識が存在していたほどであった。したがって、旧幹部中心の当時の配置転換は大規模に進められてはい(※) の主体であった。例えば、前述した五三年までに工業方面に転用された六万六千余の幹部は絶対多数が党員の旧幹部 旧幹部の実力に関し

いた。つまり、これら経済部門の在来の幹部管理機構では配置転換で急増した幹部の管理が間に合わなくなっていた(8) 大規模な配置転換を実施した工場・鉱山・企業では幹部にたいする管理工作がきわめて脆弱なものとなって したがって、 当時の幹部の配置転換は、 復興から発展への迅速な転換を目指した新政権の経済目標が最優

全体的な幹部管理制度の中で十分に調整されなかった可能性が高いのである。

ともかくも、

その即効性はあまり期待できず配置後の幹部教育の負担がきわめて大きかったと考えられる。

以上、幹部の補充、

育成・訓練、

審査・監督、配置に主眼を置き、建国初期における幹部資質に関する問題の発生

ある」と述べており、経済部門における幹部管理の質的低下が一九五三年一一月時点でも問題で在り続けたことを示(%) 強化に関する中央の決定」は 「数量的に最大の財経工作幹部にたいしてとりわけ(幹部管理機構の) 把握が不十分で

していた

門幹部の配置転換のような例外もあったが、 部門の本位主義や浪費がさかんに指摘されており、専門幹部の配置転換には各部門のかなりの抵抗が見られたようで(si) する職権濫用、 部門に専門幹部を蓄え余剰が出ても他の部門に移動させないという状況が生じていたのである。ただし、こうした専 以上は一般的な工作幹部の配置工作の状況であったが、一方の専門幹部の配置工作はどのような状況であったろう 中国がこの専門幹部の配置転換にも熱心であったことは十分察することができるが、当時、 つまり、 収賄、 建国当初の専門幹部の絶対的な不足が各部門の専門幹部にたいする過度の執着を引き起こし、 公用物の私物化等が一定程度防止される可能性はあったと思われる。 一般に当時の配置転換は活発であり、 幹部の業務や職場への慣れに起因 同幹部にたいする各

七、結語

じた 部問題の一部分はこれらの幹部管理上の問題点に起因していたと推察された。また、こうした幹部管理の問題点が生 ・助長要因を政府幹部を中心として検討してきた。その結果、 のは一面において各種の幹部管理が当時の環境の中でさまざまな制約を受けた結果であったことを示唆してお 幹部管理の各分野にさまざまな問題点が存在し、幹

例えば、当時の中国社会は第三世界的な社会と内戦直後の戦後社会の二つの側面を持っており、そこでは、

幹部管理の諸問題と幹部管理を取り巻いていた環境の関係について整理しておきたい。

転換に関連していたと考えられる。

軍隊の人員の余剰、 の優先的採用の実施、 である。 これらの社会的条件が幹部補充における 教育機関・教員の不足、 労農幹部の質的限界、 労働者・農民の文化水準の停滞、 幹部の養成機関・教員の不足そして旧幹部の経済部門への突出した配置 第 類」、 「第四類」 といった軍の余剰幹部の転業や失業知識 経済の破綻等の問題が存在して

成 部の文化教育工作で指摘したように管理効率を低下させることになったのである。 的に遅延していたことがあげられる。このため、 た状況への対応であったといえる。 型的な事例である。 裕を幹部管理機構は奪われたのである。専門幹部を補充するために一時に多量の「留用人員」を採用したのがその典 圧力は新幹部の採用を最優先させた。 足の問題はいっそう深刻なものとなっていた。ここに幹部の増強にたいする巨大な圧力が生じるわけであるが、 た。 また、 訓練が離職学習を一部に限り専ら学習効果が比較的低い在職学習を中心とする方針を採用していたことはこうし しか 政府機関、 \$ 当時、 さらに幹部不足と業務の増大は幹部が職場を離れることを制限したであろうが、 つまり行政組織自体にも幹部の絶対的不足、 戦後の経済復興のために行政の任務は増大し専門化しつつあり、 行政組織自体のもう一つの問題として、幹部を管理する管理機構の系統化が部 その結果として、 ある種の幹部管理を多様な管理機構に委託する結果となり、 おそらく幹部候補者にたいする審査に十分な注意を向ける余 特に専門幹部の欠如という根本的な問題が 幹部、 とりわけ専門 当時、 幹部 .幹部 存在して 労農幹 その で育 分

原則 治原則 備という幹部採用基準の設定、 幹部の管理面でも、 は文化水準や専門技術・ の強調は十分に幹部管理を制約する一因になりえた。 共産党は政権党としてその政治原則を実際の政策に反映することが可能となっていた。 マルクス主義的教理や毛沢東思想的原理に基づき労農幹部を主体とする幹部隊列の形成、 知識に問題のあった労農出身者が幹部隊列に一定の規模で必ず導入されることを決定的 党による全ての幹部の管理という伝統的な基本原則を実現しようとした。これらの政 例えば、 労農幹部を主体とし才徳兼備を採用基準とする そのため、 党は政府 才徳兼

を生み出すとともに幹部管理の職責が党組織、 にしたし、 党が全ての幹部を管理するといういわゆる「党管幹部原則」 つまり党委員会及びその組織部といった一部の組織に究極的に集中す は政府幹部の管理に党員幹部が関与する契機

る幹部管理体制の形成を確定したのである。

問題点を原因とし、 でさまざまな問題点を生起していたのである。当時の幹部問題の一部分はかかる制約を受けた幹部管理から派生した このように、 幹部管理は当時の社会的、行政組織的、 その意味できわめて「建国期的」な側面を有していたといえよう。 政治的環境から制約を受けつつ展開され、 その展開 過 趸 の中

当した指導幹部の問題にも起因していた。 例えば、 幹部管理上の問題点は幹部管理を取り巻いていた環境に起因するところが大きかったが、 指導幹部の業務能力ないし経験の不足が幹部管理の質的低下を引き起こしていた。 同時に幹部管理工作を担 具体的 な例を示せば、

したと思われる。 の違いや後に「紅」か「専」かという先鋭な問題となる「徳」と「才」の優先順位をめぐる意見の相違が見られた。 また、指導幹部と中央の間に存在していた幹部管理をめぐる観点ないし路線の相違も幹部管理 :の指導幹部は監督工作中に「教育と懲戒」という原則を反映することができず懲罰的な処分のみを行なっていた 別の幹部は審査工作の中でしっかりとした「鑑定表」を作成できなかったのである。 実際、 建国初期には、 幹部教育の方針、 例えば、 速成学習と教育の正規化の優先順位をめぐる立場 の執行に影響を及ぼ

充・教育工作をめぐり中央と一部の指導幹部が対立するという状況を生み出していたのである! その他、 各部門における指導幹部の既得権擁護のための抵抗も無視できない。こうした指導幹部 は幹部 0) 選抜工作

「徳」と「才」の対立についていえば、それは文化水準が低いといわれていた旧幹部や労農幹部それに 女性幹部

の

補

部を蓄え他に回さない「本位主義」的傾向を示していた。 K おいて新幹部や積極分子を選抜することに消極的であったり、 さらに、 中央の配置転換工作に抵抗して自己の部門に専門幹 一部の指導幹部は他の幹部との 「関係」を維持す

るために、 幹部の監督工作において同僚や上司を監督することに消極的な抵抗を行なった。

建国初期に既に後に激しい非難を浴びる「独立王国」化の萌芽が生じていたのである。そして、これらの指導幹部の に幹部間の同盟関係の形成は当時の大規模な配置転換によって一定程度抑制されていたと思われるが、それでもなお 領域を作ろうとしていたこと、幹部間で親密な同盟関係を形成しつつあったことが理解される。自己の支配領域並び これらのことから、当時指導幹部が独自の観点・路線を所持するに至っていたこと、単位・部門の中に自己の支配

な環境並びに幹部管理工作担当の指導幹部の能力・経験不足、「独立的」傾向にまで掘り下げられる根の深い もの で 「独立的」傾向は中央の統一的な幹部管理の実施を妨げることになったのである。 このように、幹部問題の発生源・助長要因は幹部管理上の問題状況からさらに幹部管理を取り巻いていたさまざま

経済面での改革、それに連動する政治改革及び行政改革、さらに指導幹部にたいする集中的な矯正が必要であったの あり、ここに幹部問題の是正の難しさがあったのである。したがって、こうした幹部問題を是正するためには社会

1 造』、日本国際問題研究所、一九八二年、第五章)や Harry Harding, Organizing China: The Problem of Bureaucracy, 1949-拙稿『陝甘寧辺区における政府幹部問題』、『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』、第二二号、一○三∼一○六頁 建国後の幹部問題に関する研究としては毛里和子著「中国政治における『幹部』問題」(衛藤瀋吉編『現代中国政治の 構

1976 (Stanford Univ. Press, 1981.) 等がある。

- (3) そうした中にあって、小林弘二著『中国革命と都市の解放』(有斐閣、一九七四年)は建国初期の 幹部の 補充、 The City in Communist China, Stanford Univ. Press, 1971, pp. 97-121.) がある。その他、前掲の毛里論文も一部言及し て言及したものに、Ying-Mao Kau, "Patterns of Recruitment and Mobility of Urban Cadres" (in John Wilson Lewis ed. 査、配置について検討した貴重な研究成果であり、本稿の基本的な参考文献である。また、建国初期の幹部の補充状況につい
- (4) 譚平山「三年来的人民監察工作」、『新華月報』、一九五二年一○月号、二一頁。

- 5 安子文『中華人民共和国三年来的幹部工作」、『新華月報』、一九五二年一○月号、二四頁。以下、『幹部工作』と略す。
- 6 前掲「陝甘寧辺区における政府幹部問題」、一〇四~一〇五頁、参照。
- 7 社論「加強工農幹部的文化教育工作」、『人民日報』、一九五四年一月二二日。
- 8 陜西省教育庁《陜西教育志》編纂弁公室編『陜西教育年鑑一九四九—一九八四』、陜西人民出版社、 西安、 一九八七年、
- (9) 李富春「三年来我国工業的恢復与発展」、『新華月報』、一九五二年一○月号、二七~二八頁
- 版社、一九八八年、五~六頁。以下、同書は『安子文』と略す。洪承華・郭秀芝等編『中華人民共和国政治体制沿革大事記』 安子文「関於中央機関非党幹部入党問題」(一九五〇年五月三日)、韓勁草主編『安子文組織工作文選』、中共中央党校出
- (11) 安子文「必須堅決開展反対官僚主義、命令主義和違法乱紀的闘争」(一九五三年二月七日)、『安子文』、八九頁 九四九—一九七八』、春秋出版社、北京、一九八七年、七三頁。
- 薄一波 「為深入地普遍地開展反貪汚、反浪費、反官僚主義運動而闘争」、 『人民日報』、一九五二年一月一〇日
- 薄一波「中華人民共和国三年来的成就」、『新華月報』、一九五二年一○月号、一一頁。
- (14)「中国人民政治協商会議組織法」第七 条第三款乙項、 中央人民政府法制委員会編『中央人民政府法令彙編一九四九—一九 五○』、人民出版社、北京、一九五二年、一○頁。以下、同書は『法令四九~五○』と略す。
- (15)「省各界人民代表会議組織通則」第六条第五款、「市各界人民代表会議組織通則」第七条第五款、「県各界人民代表会議組織 九~五〇』、一一〇、一一三、一一六、一三七、一三九頁。 通則」第七条第五款、「区各界人民代表会議組織通則」第七条第三款、「郷(行政村)人民代表会議組織通則」第七条、『法令四
- 福島正夫、『中国の人民民主政権』、東京大学出版会、一九六五年、四七一~四七二頁
- 17 程子華「山西省第一届各界人民代表会議的総結報告」、『新華月報』、第二巻第二期、二六三頁:
- (以) 洪・享 前掲書 アア耳
- (「中共膠州地委関於処理苑克茂違法乱紀案件給中共中央山東分局的報告」、『新華月報』、一九五三年第四号、五八頁)。 例えば、一九五二年に違法行為で処分された五蓮県の郷長・苑克茂は「解放」後に入党し郷長に選ばれた新幹部であった
- 「人民民主政権建設和民政工作的成就」、『新華月報』,一九五二年一○月号、一九<u>頁</u>
- 於任免工作人員的暫行弁法」を参照(曹志編『中華人民共和国人事制度概要』、北京大学出版社、北京、一九八六年、 例えば、中央人民政府委員会に関しては「中央人民政府任免国家機関工作人員暫行条例」、政務院に関しては「政務院関

- ~一三五頁。同書は以下、『概要』と略す。『法令四九~五〇』、六五三~六五四頁)。
- 洪・郭、前掲書、八二頁。
- 『概要』、二一~二二、三〇~三一頁。
- 同右、四二七~四二八頁
- 五〇、一四六頁。 中華人民共和国教育部計画財務司編『中国教育成就統計資料一九四九-一九八三』、人民教育出版社、 北京、 一九八五年
- 26 「幹部工作」、二三頁。
- 28 27 社論「加強対高等学校教師的思想領導、進一歩貫徹党対知識分子的政策」、『人民日報』、一九五三年一二月二二日 前掲『中国教育成就統計資料』、一四六頁
- (2)) 社論「克服中、小学校中的混乱現象」、『光明日報』、一九五三年六月一○日。 社論「不許乱拉教師参加社会活動」、「各地 中小学校混乱現象厳重」、「人民日報」、一九五三年三月一七日。
- 前揭「加強対高等学校教師的思想領導、進一歩貫徹党対知識分子的政策」。
- 一九七七年)が詳しい。

31

「幹部工作」、二四頁。

(34) 『概要』、四九頁。 (33) 「幹部工作」、二四頁。

(32) 農民から積極分子を引出し幹部候補として育成していく過程に関して は秋山良照著『中国土地改革体験記』(中公新書、

- 前掲「人民民主政権建設和民政工作的成就」、二〇頁
- 安子文「人事、幹部工作的幾個問題」(一九五一年四月一三日)、『安子文』、一三頁
- 前掲「為深入地普遍地開展反貪汚、反浪費、反官僚主義運動而闘争」。
- 前掲「人事、幹部工作的幾個問題」、一三頁。安子文「関於幹部的教育、培養、提抜的問題」(一九五一年四月六日)、『安
- 「幹部工作」、二四~二五頁。
- 『概要』、八五~八六頁。
- 秋山、前掲書、二五~一二〇頁。

- 42
- $\widehat{43}$ 同右、六三頁。 同右、八九~九〇、
- 45 日本国際問題研究所、三五五頁。 「学制改革に関する政務院の決定」(一九五一年一〇月一日)、日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』第三巻、
- 47 48 46 同右、七九、八二頁。 『概要』、八二頁。 「幹部工作」、二四頁。
- 50 $\widehat{49}$ 前掲「加強工農幹部的文化教育工作」。 同右、二五~二六頁。

同右。

『概要』、八三頁

55 「幹部工作」、二四頁。 54 53 52 51

趙生暉『中国共産党組織史綱要』、安徽人民出版社、蕪湖、

一九八八年版、二七三頁。以下、『綱要』と略す。

同右、六三~六四、七三~七四、八一頁。

- 57 56 同右、六四、八六頁。 『概要』、八四頁。
- 58 『綱要』、二七五頁。
- 60 59 同右。 「幹部工作」、二四頁。
- 呉玉章「中国人民大学三年来工作的基本総結」、『人民日報』、一九五三年一○月四日・
- 63 同右。

同右。

62

61

同右。

- 「幹部工作」、二四頁。

- 66 同右。
- 67 『概要』、四一六頁。
- 68 洪·郭、前掲書、八八頁。 同右、一六五、一六八、一七〇、一七四頁。
- 70 69 「幹部工作」、二五頁
- $\widehat{71}$
- 72 『概要』、四一六~四一七頁 一九五〇年七月に党中央組織部及び党中央統一戦線工作部が発布した「党内外の幹部の審査・分配問題に関する規定」に
- 国人事工作大事記一九四九—一九八三』、一九八五年、四四五頁)。 また、項目的に審査と監督を別個に扱っている文献も存在していないわけではないが、両者の概念上の 区別 は不十分 である 中国の幹部管理に関する文献でも審査の項目はあっても監督の項目がないものが多い。例えば、『概要』はその例である。

よれば、党の幹部の審査については党委員会組織部が責任を負うこととされていた(国家科技人材資源研究所『中華人民共和

- (仝志敏『社会主義国家幹部管理体制改革』、光明日報出版社、北京、一九八八年、三二四、三四六頁)。
- 「検査」が使用されていた。 なお、審査のほぼ同議語として「考察」「鑑定」「考核」という用語が使用されていた。同時に、監督のほぼ同義語として

『法令四九~五〇』、一九頁。建国初期の人民監察機関について は林代昭主編『中国監察制度』(中華書局出版、

<u>76</u> 「第二次全国監察工作会議」、『新華月報』、一九五三年四月号、六五頁

九八八年、三一六~三三四頁)に詳しい。

- 前掲「三年来的人民監察工作」、二一~二二頁。
- 78 前掲「第二次全国監察工作会議」、六五頁。
- 79 社論「発揮人民監察工作的威力掃除国家建設道路上的障礙」、『人民日報』、一九五三年三月一一日。 「第二次全国監察工作会議」、六五頁。
- 「人民民主政権建設和民政工作的成就」、二〇頁。
- 社論「必須提高検査工作的質量」、『人民日報』、一九五三年六月二〇日。
- 「幹部工作」、二五頁
- 「綱要」、二六七頁

85

『概要』、一二五~一二七頁。

- 86
- 「幹部工作」、二五頁。『綱要』、二六七頁。 「幹部工作」、二五頁。
- 同右。
- 『概要』、四一六頁。

90 89 88 87

- 「幹部工作」、二五頁。
- 謝の意を表したい。

付記 本稿作成にあたって、 山田辰雄慶應義塾大学法学部教授より御指導並びに格別の御配慮を賜った。この場をお借りして感

一九八九年九月三〇日